

諮問番号 : 令和元年度諮問第4号(令和2年1月29日付け)

答申番号 : 令和2年度答申第1号

答 申

審査請求人〇〇〇〇(以下「請求人」という。)が令和元年5月8日付けで提起した生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第63条の規定による生活保護費用返還金決定処分(以下「本件処分」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、審査庁岐阜県知事(以下「審査庁」という。)から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却すべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

本件審査請求は、請求人が、〇〇〇福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が平成〇〇年〇月〇〇日付けで行った本件処分の取消しを求めて提起したものであり、その理由とするところはおおむね次のとおりである。

- 1 本件処分は、法第1条及び第3条の規定に違反している。
- 2 法第63条は、資力があるにもかかわらず、その資力が現実化していなかった場合に係る規定であり、処分庁の過失による過払いは、想定していない。請求人は、過払いされたという認識がなく、受領した保護費を支給された月に全て使い切っており、翌月に資力として残っていなかったから、「資力があるにもかかわらず」保護を受給した場合には該当しない。

- 3 過払いの原因は処分庁のミスであり、受給者にその責任を負わせることには納得できない。
- 4 処分庁は家賃が住宅扶助の限度額以下の住居への転居を提案するが、現在の住居は、ケースワーカーの許可を得て住んでいるものである。
- 5 処分庁は請求人が時々喫茶店へ行くことやタバコを吸うことを捉えて生活に余裕があるというが、生活を切り詰めてこれらの費用を捻出しているものであり、納得できない。また、処分庁は請求人が正月に長女の家族の面倒を見ているから生活に余裕があるというが、正月の3日間、孫にうどん、ボンカレー、ラーメン等を食べさせる程度であり、納得できない。
- 6 月々の返済額が1,000円でも完済まで14年かかり、その間最低限度以下の生活を強いられることになり、耐えられない。

第3 審理員意見書の要旨

審理員意見書には、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである旨記載されており、その理由はおおむね次のとおりである。

法第63条は、資力があるにもかかわらず保護を受けた以上、処分庁の過失による過払いについても適用があるところ、請求人は、資力があるにもかかわらず保護を受けたものであり、また、返還額から控除することができる金銭もないことから、処分庁が本件処分により、過払い額の全額である169,200円を返還額と決定したことに違法又は不当な点はない。

第4 審査庁の説明の要旨

当審査会に対する審査庁の説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 審理員による審理手続は適正であったこと

- 2 審理員による事実認定及び法令解釈は、妥当であると考えられること
- 3 よって、審理員の判断と同様、本件審査請求は棄却するのが相当であること

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年1月29日	諮問
令和2年3月11日	審議（第9回第1部会）
令和2年6月18日	審議（第10回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

当審査会は、審理員意見書及び事件記録に基づき本件審査請求について検討した結果、次のとおり判断する。

1 法第63条の規定による保護費の返還に係る法令の規定等

(1) 法

ア 保護の補足性の原則

法第4条は、保護の補足性について、次のとおり規定している。

「第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」

2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。」

イ 保護の基準及び程度

法第8条は、保護の基準及び程度について、次のとおり規定している。

「第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」

ウ 保護費の返還

法第63条は、保護費の返還について、次のとおり規定している。

「第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」

(2) 保護基準

法第8条第1項の「厚生労働大臣の定める基準」として「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）が定められている。

そして、保護基準別表第3は、住宅扶助基準について、次のとおり定めている。

「別表第3 住宅扶助基準

1 基準額

区分 級地別	家賃、間代、地代 等の額（月額）	補修費等住宅維持費 の額（年額）
-----------	---------------------	---------------------

1 級地及び 2 級地	13,000 円以内	122,000 円以内
3 級地	8,000 円以内	

2 家賃、間代、地代等については、当該費用が 1 の表に定める額を超えるときは、都道府県又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。」

なお、保護基準別表第 9 は、岐阜市の級地を 2 級地と定めている。

(3) 家賃限度額通知

保護基準別表第 3 の 2 の「厚生労働大臣が別に定める額」について、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」（平成 27 年 4 月 14 日付け社援発 0414 第 9 号厚生労働省社会・援護局長通知）は、岐阜市における世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額（世帯人員 2 人）を「38,000 円」と定めている。

(4) 費用返還等取扱通知

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 23 日付け社援保発第 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「費用返還等取扱通知」という。）1(1)は、法第 63 条の規定による返還の対象額について、次のとおり定めている。

「(1) 返還対象額について

法第 63 条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。

ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。

なお、返還額から控除する額の認定に当たっては、認定に当たっての保護の実施機関の判断を明確にするため、別添1の様式を活用されたい。

- ① 本人が十分注意を払っていたにもかかわらず盗難等の不可抗力により消失した額であって、警察にも遺失届が出されており、消失が不可抗力であることを確実に証明できる場合。
- ② 家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護（変更）の申請があれば保護費の支給が認められると保護の実施機関が判断する範囲のものに充てられた額。（保護基準額以内の額に限る。）
- ③ 当該収入が、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8の3の(3)に該当するものにあつては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額。（事前に実施機関に相談があつたものに限る。ただし、事後に相談があつたことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるものに限り同様に取り扱って差しつかえない。）
- ④ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであつて、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。

ただし、以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。

- (ア) いわゆる浪費した額(当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む)
 - (イ) 贈与等により当該世帯以外のために充てられた額
 - (ウ) 保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額
 - (エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額
- ⑤ ④にかかわらず、遡及して受給した年金については、(2)により取扱う

こと。

- ⑥ 当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合であっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額。この場合、当該世帯に対してその趣旨を十分説明するとともに、短期間で再度保護を要することとならないよう必要な生活指導を徹底すること。

なお、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合」とは、当該収入から過去に支給した保護費相当額を返還した上でなお残額があり、その残額により今後相当期間生活することが可能であると見込まれる場合や、残額がない場合であっても当該収入を得ると同時に定期的収入等が得られるようになった場合をいう。

そのため、当該収入に対して保護費の返還を求めないことと同時に、専ら当該世帯の今後の生活費用全般に充てることを「自立更生」に当たるものとする取扱いは認められないので留意すること。」

2 本件処分について

(1) 本件処分の適法性について

ア 法第63条の趣旨

法第63条は、上記1(1)ウのとおり、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、保護費を返還しなければならない旨を規定するところ、審査請求人は、上記第2の2のとおり、法第63条は、資力があるにもかかわらず、その資力が現実化していなかった場合に係る規定であり、処分庁の過失による過払いは、想定していないと主張する。

そこで、法第63条の趣旨について検討する。

法第4条第1項及び第2項は、上記1(1)アのとおり、保護の補足性の原則に立脚し、保護は、生活に困窮する者がその利用し得る資産、能力その

他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ、民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべて法による保護に優先して行われるものとする。また、法第8条第1項は、保護の補足性の原則を踏まえ、上記1(1)イのとおり、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。一方、法第4条第3項は、上記1(1)アのとおり、保護の補足性の原則は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではないとする。

こうした生活保護の仕組みに照らせば、法第63条は、保護の補足性の原則を担保するために、何らかの理由により同原則に反した保護が行われた場合に、これを是正するために設けられたものと考えられ、処分庁の過失による過払いについても、資力があるにもかかわらず保護を受けた以上は、適用があると解される。

なお、こうした解釈は、法の立案時に示されていたところであり、今日の裁判例でも認められている。たとえば、東京高判平成25年4月22日訟月60巻2号381頁は、保護実施機関の過誤支給に起因して「資力」が生じたと認定し、法第63条の適用を認めている。

イ 「資力」について

請求人は、「資力」について、上記第2の2のとおり、過払いされたという認識がなく、受領した保護費を支給された月に全て使い切っており、翌月に資力として残っていなかったから、「資力があるにもかかわらず」保護を受給した場合には該当しないと主張する。

しかし、本件において問題となる資力は、前月の保護費の残額ではなく、処分庁の認定から漏れた年金収入である。そして、その額は、老齢基礎年金が55,065円/月と、老齢厚生年金が20,797円/月と、企業

年金が10,575円/月と認定されるべきところ、誤って老齢厚生年金が55,065円/月と、企業年金が20,797円/月と認定されたことから、10,575円/月である。

請求人は、平成〇〇年〇月分から平成〇〇年〇月分の保護費について、10,575円/月の収入があるにもかかわらず、これがないものとして算出された同額の過大な保護を受けていたものであり、「資力があるにもかかわらず、保護を受けた」ものである。

ウ 返還額について

法第63条の規定による保護費の返還については、上記1(4)のとおり、原則として全額を返還対象とするものとされているが、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、費用返還等取扱通知1(1)①から⑥までに掲げる額を返還額から控除して差し支えないとされている。

しかし、これらに該当する金銭は認められないから、返還額は、原則に従い、過払い額の全額である169,200円となる。

エ 小括

以上のとおり、法第63条は、資力があるにもかかわらず保護を受けた以上、処分庁の過失による過払いについても適用があるところ、請求人は、資力があるにもかかわらず保護を受けたものであり、また、返還額から控除することができる金銭もないことから、処分庁が本件処分により、過払い額の全額である169,200円を返還額と決定したことに違法又は不当な点はない。

(2) 請求人のその他の主張について

ア 過払いの原因は処分庁のミスであり、受給者にその責任を負わせることには納得できないとの主張

請求人は「責任を負わせる」というが、本件処分は、誤って過大に支給

された保護費の返還を求めるに止まるものであり、それ以上に請求人に負担を求めるものではない。これを返還しないということは、相手が誤った以上、一旦受け取った金銭は一切返還しないというに等しく、著しく公平の観念に反する。

従って、請求人の主張は認められない。

イ 現在の住居は、ケースワーカーの許可を得て住んでいるものであるとの主張

処分庁は、ケースワーカーが許可をしたことを否定しており、ほかに許可があったことを示す証拠もないことから、この許可があったとは認められない。

なお、この主張は、結局、転居を求められるいわれはなく、転居しないから、処分庁がいうような8,000円/月の余裕が生まれることはなく、保護費の返還に充てる財源を捻出することはできないとするものと考えられる。しかし、請求人は、住宅扶助の限度額である38,000円/月を超える家賃41,050円/月の住居に住んでおり、限度額以下の家賃の住居へ転居すれば、3,050円/月の余裕が生まれることは明らかである。そして、処分庁は、「ひと月当たり1,000円」の履行延期を提案しているのであるから、保護費の返還に充てる財源を捻出することができないとはいえない。

ウ 喫茶店の利用、タバコの購入及び正月に長女の家族の面倒を見ることを捉えて生活に余裕があるといわれることには納得がいかないとの主張

この主張は、喫茶店の利用等は、自らの努力により生活を切り詰めて行っているものであり、これらを止めて、財源を保護費の返還に充てるよう求められるいわれはないとするものと考えられる。しかし、新たに支出すべき費用が発生した以上、喫茶店の利用等を含め、支出の優先順位を再検討しなければならない。喫茶店の利用等を全く止めてしまわなくても回数

を減らす等の手法も考えられ、そのような検討をせず、新たに支出しなければならなくなった費用については払わないとすることは許されない。

従って、請求人の主張は認められない。

エ 月々の返済額が1,000円でも完済まで14年かかり、その間最低限度以下の生活を強いられることになり、耐えられないとの主張

請求人は、住宅扶助の限度額である38,000円/月を超える家賃41,050円/月の住居に住んでおり、3,050円/月の余裕があるといえる。そして、転居すれば、これを保護費の返還に充てることができるのであるから、最低限度以下の生活とはならない。

また、返済期間も、仮に転居により捻出した3,050円/月の全額を返済に充てれば、4年余りとなり、さらに、喫茶店の利用等の見直しの程度によっては、より短期での返済も可能と考えられる。

従って、請求人の主張は認められない。

オ 本件処分は、法第1条及び第3条の規定に違反しているとの主張

この主張は、本件処分により、請求人は最低限度の生活をすることができなくなるとするものと考えられるが、上記エのとおり、請求人の生活が最低限度以下の生活となることはない。

従って、請求人の主張は認められない。

3 結論

以上のとおり、当審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含めた審査庁の判断の妥当性を審査した結果、審理手続、事実認定並びに法令の解釈及び適用のいずれについても適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 付言

当審査会の結論及びその理由は上記のとおりであり、また、もとより処分庁を拘束するものではないが、この際、次の点を付言しておきたい。

- (1) 当審査会から処分庁に質問を行った結果、処分庁は、本件処分の前に、請求人に対する説明に際して、費用返還等取扱通知の1（1）を示していなかったことが確認された。

処分庁は、請求人に対し、生活必需品の購入がある場合は控除できる可能性があることなどを説明しているから、費用返還等取扱通知の1（1）を示していないことをもって、本件処分に違法又は不当な点があるとはいえない。

もともと、適正手続の観点からは、費用返還等取扱通知の1（1）を示した上で、控除できる金銭がないか聴取・確認し、返還額の決定を行うべきであり、今後改善が望まれる。

- (2) また、本件処分の原因が処分庁の過失にあること、請求人が被保護者であることを考慮すれば、請求人に対して返還を求めるに際しては、1回当たりの金額や返還期間などについて、一方的な負担にならないよう配慮することが望まれる。

(答申を行った部会の名称及び委員の氏名)

岐阜県行政不服審査会 第1部会

部会長 松井義孝、委員 池田紀子、委員 三谷晋